

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分（地方消費税交付金の17分の7に相当する額）については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。
 平成28年度北方町一般会計（決算）における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 127,047 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,630,187 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県支出金	町債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	総合福祉事業	33,816	492	0	0	5,181	28,143
	障がい者福祉事業	227,486	162,086	0	0	10,169	55,231
	老人福祉事業	15,128	0	0	114	2,334	12,680
	福祉医療事業	208,749	97,436	0	0	17,307	94,006
	児童福祉事業	517,669	359,992	0	658	24,413	132,606
	小計	1,002,848	620,006	0	772	59,404	322,666
社会保険	国民健康保険事業	172,348	87,183	0	0	13,242	71,923
	介護保険事業	206,449	1,537	0	83,299	18,909	102,704
	後期高齢者医療事業	164,741	19,934	0	100	22,500	122,207
	小計	543,538	108,654	0	83,399	54,651	296,834
保健衛生	母子保健事業	21,144	81	0	0	3,275	17,788
	疾病予防事業	44,158	0	0	0	6,866	37,292
	健康増進事業	18,499	165	0	0	2,851	15,483
	小計	83,801	246	0	0	12,992	70,563
合計	1,630,187	728,906	0	84,171	127,047	690,063	

※事務費及び人件費は、事業費から除外しています。